

参考資料

- 1 基本計画の策定経過について
- 2 とやまの未来をつくる子育て支援その他の少子化対策の推進に関する条例
- 3 富山子育て支援・少子化対策県民会議委員名簿
- 4 基本計画策定部会の設置要綱
- 5 基本策定部会委員名簿

索引

1 基本計画の策定経過について

年 月 日	経 過 等	検討内容等
平成26年1月17日	富山県子育て支援・少子化対策県民会議	・基本計画策定について諮問 ・基本計画策定部会の設置
3月13日	第1回基本計画策定部会	・基本計画の構成について
6月2日	第2回基本計画策定部会	・基本計画の骨子(案)について
8月23日	子育て支援・少子化対策ミーティング in 砺波 (県内4会場で開催)	
10月6日	第3回基本計画策定部会	・中間報告(案)について
10月9日	富山県子育て支援・少子化対策県民会議	・中間報告(案)について
11月10日～12月12日	パブリックコメントの実施	
平成27年1月19日	子育て支援・少子化対策等に関する大学生との意見交換	
2月3日	第4回基本計画策定部会	・基本計画(素案)について
2月20日	富山県子育て支援・少子化対策県民会議	・基本計画(案)について
3月30日	基本計画(案)の答申	

■パブリックコメントの実施

中間報告(案)に対して、県民から意見募集を行った。

- (1) 募集期間 平成26年11月10日(月)～平成26年12月12日(金)
- (2) 意見募集の結果
 - ①意見提出者数 20人
 - ②意見提出件数 50件

■子育て支援・少子化対策ミーティング

知事が直接県民と対話するタウンミーティングを開催した。

- (1) 砺波会場(平成26年8月23日) 参加159名
- (2) 魚津会場(平成26年10月11日) 参加116名
- (3) 高岡会場(平成26年11月24日) 参加128名
- (4) 富山会場(平成27年1月12日) 参加106名

■子育て支援・少子化対策に関する大学生との意見交換の実施

大学生から恋愛・結婚観、少子化の要因や対策等について意見を聞いた。

- (1) 日程 平成27年1月19日
- (2) 参加大学：富山大学、富山国際大学、富山福祉短期大学
- (3) 参加者数：63名
(富山大学30名、富山国際大学23名、富山福祉短期大学10名)

子育て支援・少子化対策等に関する大学生との意見交換会アンケート結果

(参加大学：富山大学、富山国際大学、富山福祉短期大学)

○回答数 61名 (男性10名、女性51名)

○年齢

	19歳	20歳	21歳	22歳	23歳	24歳	25歳	計
全体	4	15	17	20	3	1	1	61
男性	0	2	3	4	1	0	0	10
女性	4	13	14	16	2	1	1	51

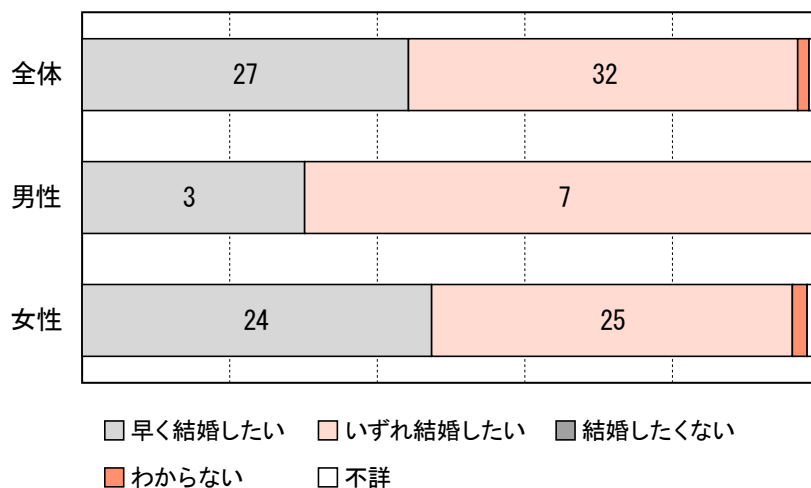
○出身地 県内 38名 (男性4名、女性34名)

県外 22名

石川県10名 (男性1名、女性9名)
新潟県 4名 (男性1名、女性3名)
福井県 3名 (男性3名) 他5名 (男性1名、女性4名)

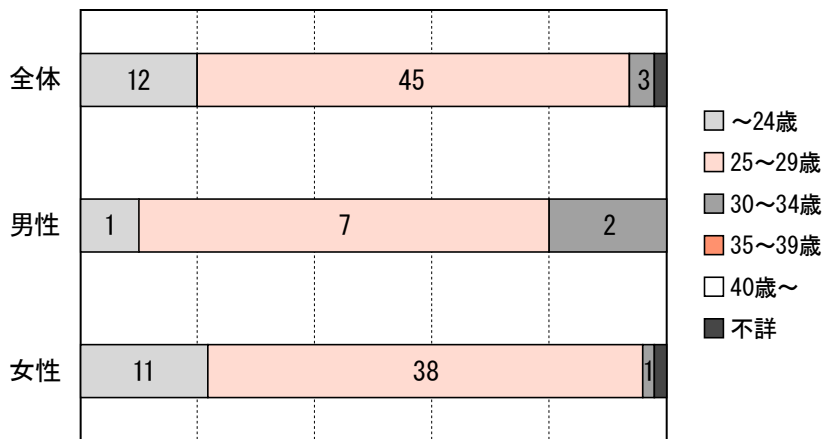
不詳 1名

問1 将来、結婚したいですか。

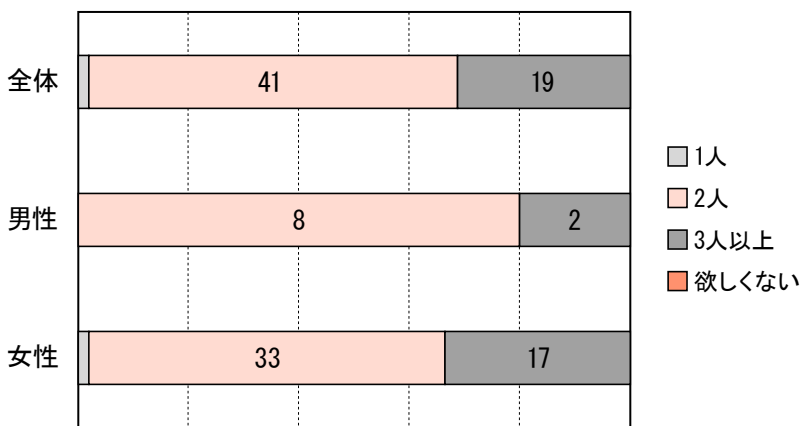


「早く結婚したい」、「いずれ結婚したい」と回答した方の割合 96.7%

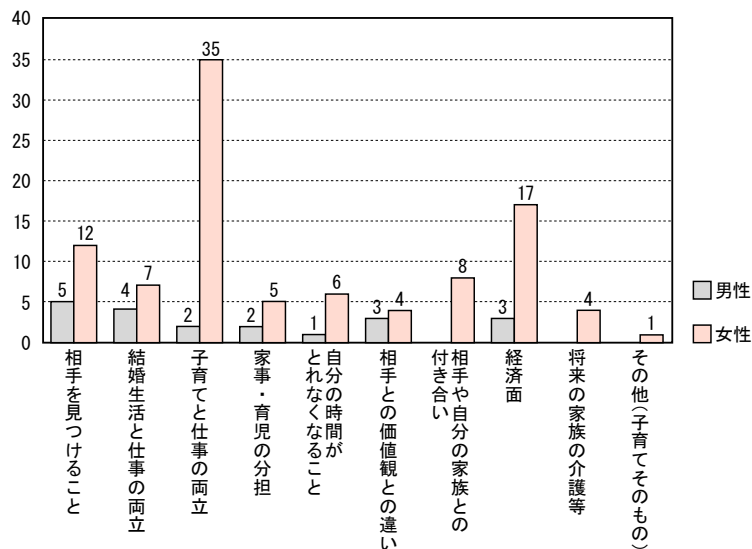
問2 何歳ごろに結婚したいですか。



問3 子どもは何人欲しいですか。

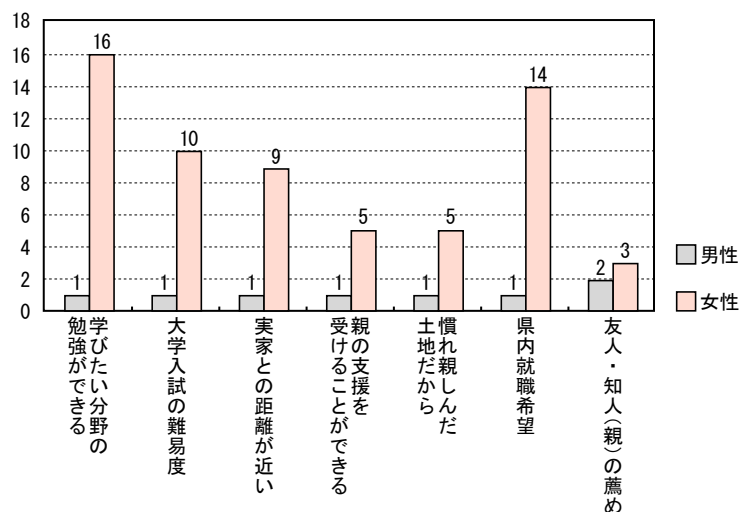


問4 結婚や結婚生活、子育てで心配なことは何ですか。(2つまで選んでください。)

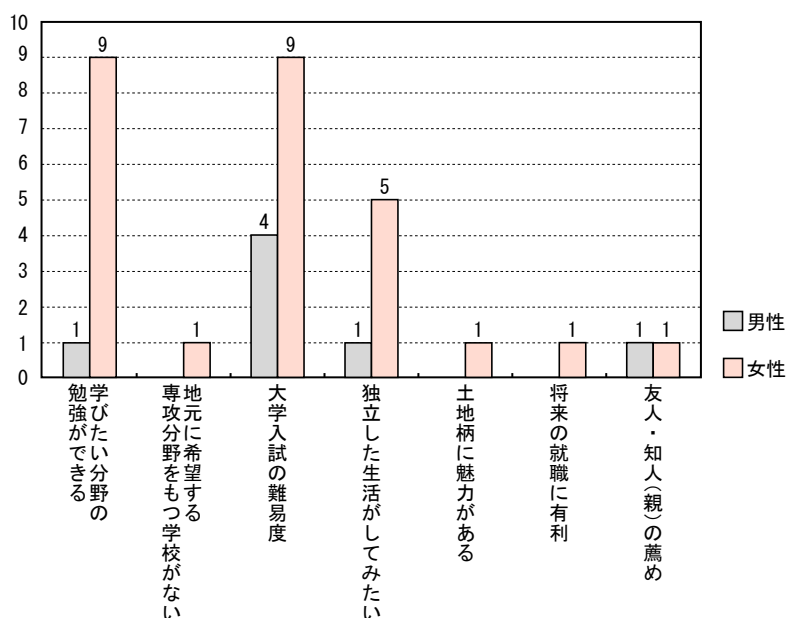


女性では、「子育てと仕事の両立」(31.1%)、「経済面」(14.2%)の順
 男性では、「相手を見つけること」が1位

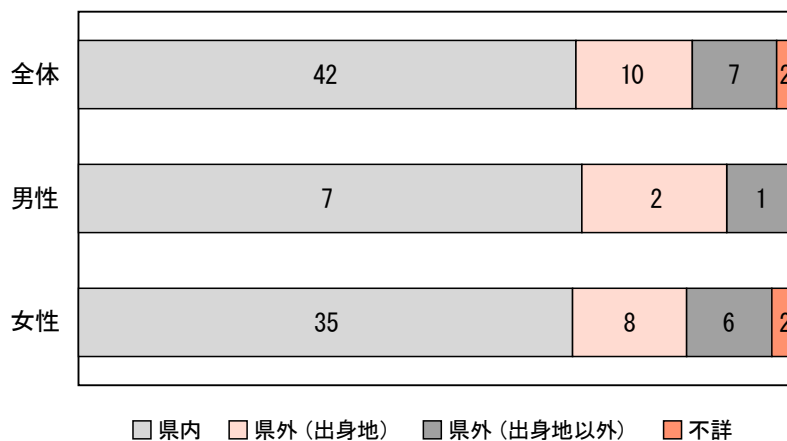
問5 県内に進学した理由（県内出身者）（2つまで選んでください）



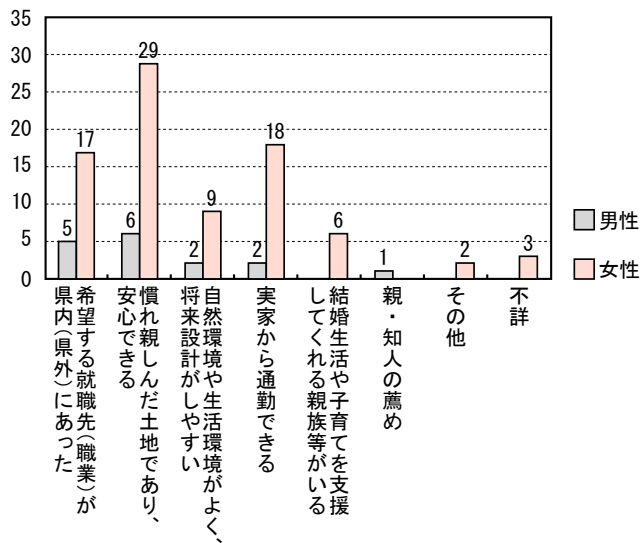
問6 県外に進学した理由（県外出身者）（2つまで選んでください）



問7 就職希望先はどちらですか



問8 問7で回答した理由は何ですか。(2つまで選んでください)



【回答項目】

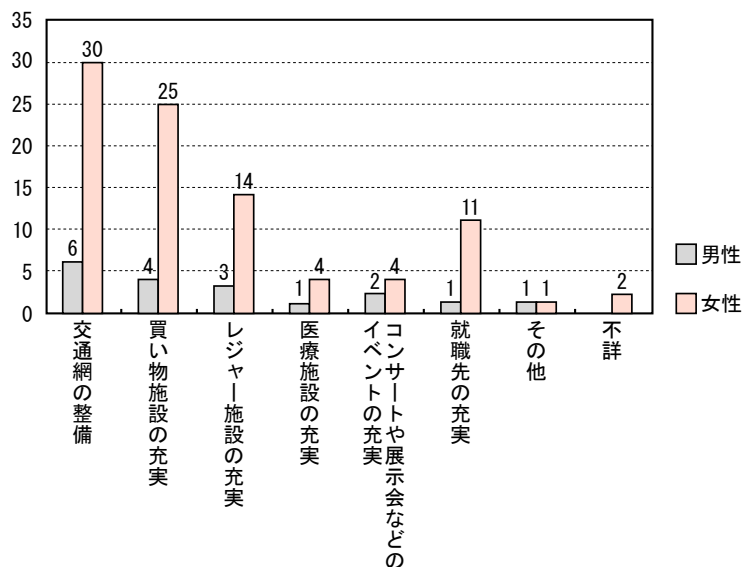
- ・希望する就職先(職業)が県内(県外)にあった
- ・慣れ親しんだ土地であり、安心できる
- ・自然環境や生活環境がよく、将来設計がしやすい
- ・実家から通勤できる
- ・結婚生活や子育てを支援してくれる親族等がいる
- ・親、知人の薦め

1位「慣れ親しんだ土地であり、安心できるから」35%

2位「希望する就職先(職業)が県内(県外)にあった」22%

問9 県内に住み続けるために必要なもの(不足しているもの)は何だと思いますか。

(2つまで選んでください。)



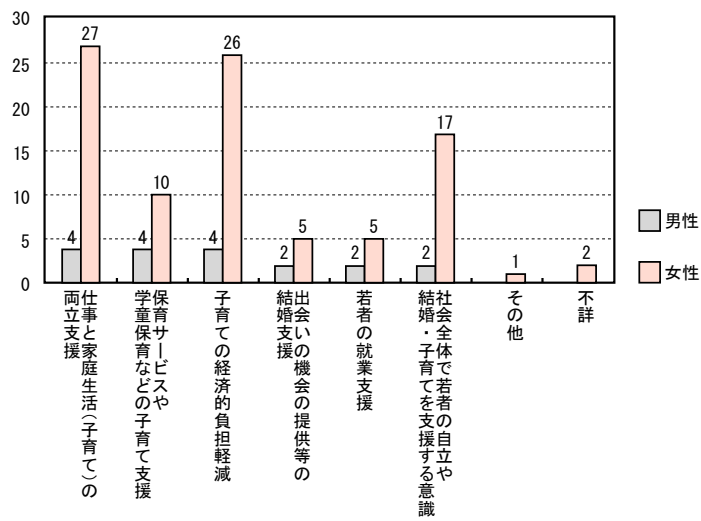
【回答項目】

- ・交通網の整備
- ・買い物施設の充実
- ・レジャー施設の充実
- ・医療施設の充実
- ・コンサートや展示会などのイベントの充実
- ・就職先の充実
- ・その他
(駐車場、産休・育休取得の会社側の理解)

問10 今回の意見交換に参加されて、県の結婚・子育て環境や子育て支援・少子化対策への理解関心が深まりましたか。

- ・理解や関心が深まった 58人
- ・特に変わらない 1人
- ・不詳 1人

問11 あなたがもっと進めたほうが良いと思う子育て支援・少子化対策は何ですか。(2つまで)



1位 「仕事と家庭生活（子育て）の両立支援」 27.9%

2位 「子育ての経済的負担軽減」 27.0%

3位 「社会全体で若者の自立や結婚・子育てを支援する意識づくり」 17.1%

結婚と出産に関する意識調査

◆調査の概要

(1) 調査の目的

子育て支援・少子化対策条例に基づき、新たな子育て支援・少子化対策に関する基本計画を策定するため、その基礎資料となる意識調査を実施

(2) 調査の方法

県内在住の20代、30代の女性を無作為に抽出し、郵送により配布・回収を行った。

(3) 調査期間

平成26年12月～平成27年1月

(4) 調査票の回収状況

	発送数	回収数	回収率
全体	2,000	655	32.8%
20代	807	221	27.4%
30代	1,193	434	36.4%

(5) 回答者の概要

【年齢別】

		回答数	%
1	20歳～24歳	106	16.2
2	25歳～29歳	115	17.6
3	30歳～34歳	192	29.3
4	35歳～39歳	242	36.9
		655	100.0

◆結婚経験

未婚者は37.4%、既婚者は59.4%、離別・死別が3.2%である。

【結婚経験 年齢別】

(上段：度数、下段：%)

		合計	未婚	既婚	離別・死別	不明
20歳～39歳		655 100.0	245 37.4	389 59.4	21 3.2	— —
20歳～34歳		413 100.0	206 49.9	202 48.9	5 1.2	— —
年齢	20歳～24歳	106 100.0	93 87.7	13 12.3	— —	— —
	25歳～29歳	115 100.0	65 56.5	49 42.6	1 0.9	— —
	30歳～34歳	192 100.0	48 25.0	140 72.9	4 2.1	— —
	35歳～39歳	242 100.0	39 16.1	187 77.3	16 6.6	— —

既婚者が389人で、そのうち初婚同士が347人であり、既婚者に占める初婚同士の割合は89.2%である。

【夫婦の初再婚の別】

(上段：度数、下段：%)

		夫の初再婚の別				
		合計	初婚	離婚後再婚	死別後再婚	不明
全 体		389 100.0	353 90.7	31 8.0	— —	5 1.3
あなたの初再婚の別	初婚	376 100.0	347 92.3	24 6.4	— —	5 1.3
	離婚後再婚	13 100.0	6 46.2	7 53.8	— —	— —
	死別後再婚	— —	— —	— —	— —	— —
	不明	— —	— —	— —	— —	— —

◆既婚者について

＜理想的な子どもの数＞

既婚者の理想的な子どもの数は、全体では「2人」が46.3%、「3人」が46.0%である。20歳～34歳では、「3人」が53.0%と半数以上を占める。

「4人以上（「4人」＋「5人以上」以下同じ）を理想とする人の割合は30歳代で若干高い。

初婚どうしの夫婦の妻の理想的な子どもの数は、全体では「2人」が48.1%、「3人」が45.8%である。

【理想的な子どもの数 年齢別】

(上段：度数、下段：%)

		合計	1人	2人	3人	4人	5人以上	子どもはいらない	不明
20歳～39歳		389 100.0	5 1.3	180 46.3	179 46.0	12 3.1	3 0.8	3 0.8	7 1.8
20歳～34歳		202 100.0	1 0.5	82 40.6	107 53.0	7 3.5	3 1.5	— —	2 1.0
年齢	20歳～24歳	13 100.0	— —	4 30.8	9 69.2	— —	— —	— —	— —
	25歳～29歳	49 100.0	— —	24 49.0	22 44.9	1 2.0	— —	— —	2 4.1
	30歳～34歳	140 100.0	1 0.7	54 38.6	76 54.3	6 4.3	3 2.1	— —	— —
	35歳～39歳	187 100.0	4 2.1	98 52.4	72 38.5	5 2.7	— —	3 1.6	5 2.7

【理想的な子どもの数（初婚どうし）年齢別】

(上段：度数、下段：%)

		合計	1人	2人	3人	4人	5人以上	子どもはいらない	不明
20歳～39歳		347 100.0	3 0.9	167 48.1	159 45.8	10 2.9	1 0.3	1 0.3	6 1.7
20歳～34歳		181 100.0	1 0.6	78 43.1	94 51.9	5 2.8	1 0.6	— —	2 1.1
年齢	20歳～24歳	12 100.0	— —	4 33.3	8 66.7	— —	— —	— —	— —
	25歳～29歳	46 100.0	— —	24 52.2	19 41.3	1 2.2	— —	— —	2 4.3
	30歳～34歳	123 100.0	1 0.8	50 40.7	67 54.5	4 3.3	1 0.8	— —	— —
	35歳～39歳	166 100.0	2 1.2	89 53.6	65 39.2	5 3.0	— —	1 0.6	4 2.4

《実際に持つつもりの子どもの数》

既婚者が実際に持つつもりの子どもの数は、全体では「2人」が62.7%、「3人」が19.0%である。20歳～34歳で見ると、「3人」と回答した割合が若干高く23.3%である。

初婚どうしの夫婦の妻が実際に持つつもりの子どもの数は、全体では「2人」が64.6%、「3人」が19.0%であり、全体での回答と傾向は変わらない。

【実際に持つつもりの子どもの数 年齢別】

(上段：度数、下段：%)

		合計	1人	2人	3人	4人	5人以上	子どもはいらない	不明
20歳～39歳		389 100.0	58 14.9	244 62.7	74 19.0	5 1.3	— —	4 1.0	4 1.0
20歳～34歳		202 100.0	21 10.4	126 62.4	47 23.3	4 2.0	— —	1 0.5	3 1.5
年齢	20歳～24歳	13 100.0	4 30.8	5 38.5	4 30.8	— —	— —	— —	— —
	25歳～29歳	49 100.0	5 10.2	31 63.3	10 20.4	1 2.0	— —	— —	2 4.1
	30歳～34歳	140 100.0	12 8.6	90 64.3	33 23.6	3 2.1	— —	1 0.7	1 0.7
	35歳～39歳	187 100.0	37 19.8	118 63.1	27 14.4	1 0.5	— —	3 1.6	1 0.5

【実際に持つつもりの子どもの数（初婚どうし）年齢別】

(上段：度数、下段：%)

		合計	1人	2人	3人	4人	5人以上	子どもはいらない	不明
20歳～39歳		347 100.0	48 13.8	224 64.6	66 19.0	3 0.9	— —	2 0.6	4 1.2
20歳～34歳		181 100.0	18 9.9	115 63.5	42 23.2	2 1.1	— —	1 0.6	3 1.7
年齢	20歳～24歳	12 100.0	3 25.0	5 41.7	4 33.3	— —	— —	— —	— —
	25歳～29歳	46 100.0	4 8.7	30 65.2	9 19.6	1 2.2	— —	— —	2 4.3
	30歳～34歳	123 100.0	11 8.9	80 65.0	29 23.6	1 0.8	— —	1 0.8	1 0.8
	35歳～39歳	166 100.0	30 18.1	109 65.7	24 14.5	1 0.6	— —	1 0.6	1 0.6

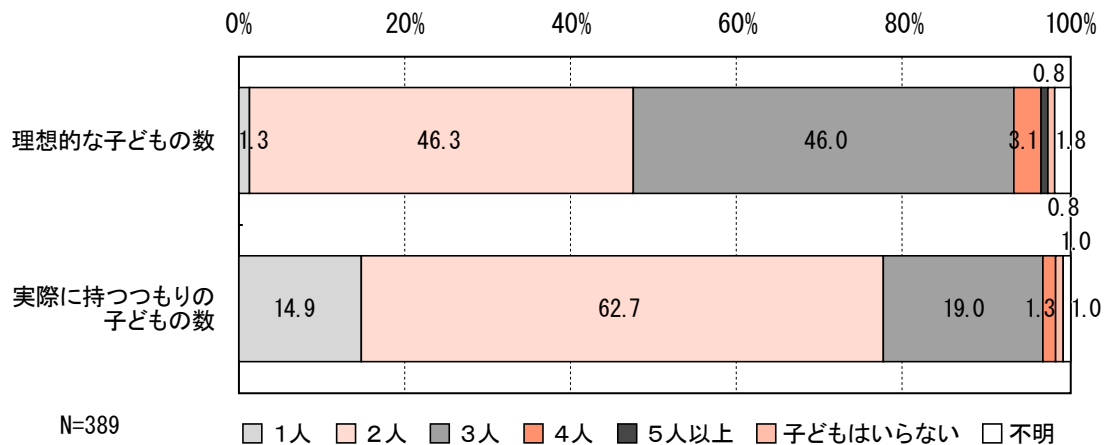
既婚者の理想的な子どもの数と、実際に持つつもりの子どもの数については、理想どおりの子ども数を実際に持つつもりとする回答者は約半数である。理想より実際に持つつもりの子どもの数が少ない回答者は4割強である。

【理想と実際の子どもの数の差 年齢別】

(上段：度数、下段：%)

		合計	理想=実際	理想>実際	理想<実際	その他	不明
20歳～39歳		389 100.0	199 51.2	171 44.0	10 2.6	7 1.8	2 0.5
20歳～34歳		202 100.0	102 50.5	89 44.1	7 3.5	3 1.5	1 0.5
年齢	20歳～24歳	13 100.0	7 53.8	6 46.2	— —	— —	— —
	25歳～29歳	49 100.0	28 57.1	16 32.7	2 4.1	2 4.1	1 2.0
	30歳～34歳	140 100.0	67 47.9	67 47.9	5 3.6	1 0.7	— —
	35歳～39歳	187 100.0	97 51.9	82 43.9	3 1.6	4 2.1	1 0.5

【理想的な子どもの数と実際に持つつもりの子どもの数の割合】



◆独身者について

〈ほしい子どもの数〉

独身者（未婚、離別・死別）がほしいと考える子どもの数は、全体では「2人」が60.9%、「3人」では16.5%である。年齢別にみると、年齢が若いほど「3人」の割合が増える。また、年齢が高いほど「子どもはらない」とする割合が増える。

【ほしい子どもの数 年齢別】

（上段：度数、下段：%）

		合計	1人	2人	3人	4人	5人以上	子どもは らない	不明
20歳～39歳		266 100.0	21 7.9	162 60.9	44 16.5	1 0.4	2 0.8	30 11.3	6 2.3
20歳～34歳		211 100.0	12 5.7	136 64.5	38 18.0	1 0.5	2 0.9	18 8.5	4 1.9
年齢	20歳～24歳	93 100.0	5 5.4	57 61.3	20 21.5	1 1.1	2 2.2	7 7.5	1 1.1
	25歳～29歳	66 100.0	1 1.5	45 68.2	12 18.2	— —	— —	6 9.1	2 3.0
	30歳～34歳	52 100.0	6 11.5	34 65.4	6 11.5	— —	— —	5 9.6	1 1.9
	35歳～39歳	55 100.0	9 16.4	26 47.3	6 10.9	— —	— —	12 21.8	2 3.6

〈結婚の意思〉

独身者（未婚、離別・死別）の結婚に対する考えは、全体では「いずれ結婚するつもり」が87.2%である。結婚経験の別にみると、離別・死別の人の結婚意欲が6割弱と低い。

【一生を通じた結婚に対する考え 年齢別】

（上段：度数、下段：%）

		合計	いずれ 結婚する つもり	一生結婚する つもりはない	不明
20歳～39歳		266 100.0	232 87.2	26 9.8	8 3.0
20歳～34歳		211 100.0	193 91.5	15 7.1	3 1.4
年齢	20歳～24歳	93 100.0	87 93.5	5 5.4	1 1.1
	25歳～29歳	66 100.0	61 92.4	5 7.6	— —
	30歳～34歳	52 100.0	45 86.5	5 9.6	2 3.8
	35歳～39歳	55 100.0	39 70.9	11 20.0	5 9.1
結婚 経験	未婚	245 100.0	220 89.8	20 8.2	5 2.0
	離別・死別	21 100.0	12 57.1	6 28.6	3 14.3

「いずれ結婚するつもり」と回答した人のほしい子どもの数は、全体で「2人」が66.8%、「3人」が18.5%である。

【ほしい子どもの数（結婚の意思あり） 年齢別】

(上段：度数、下段：%)

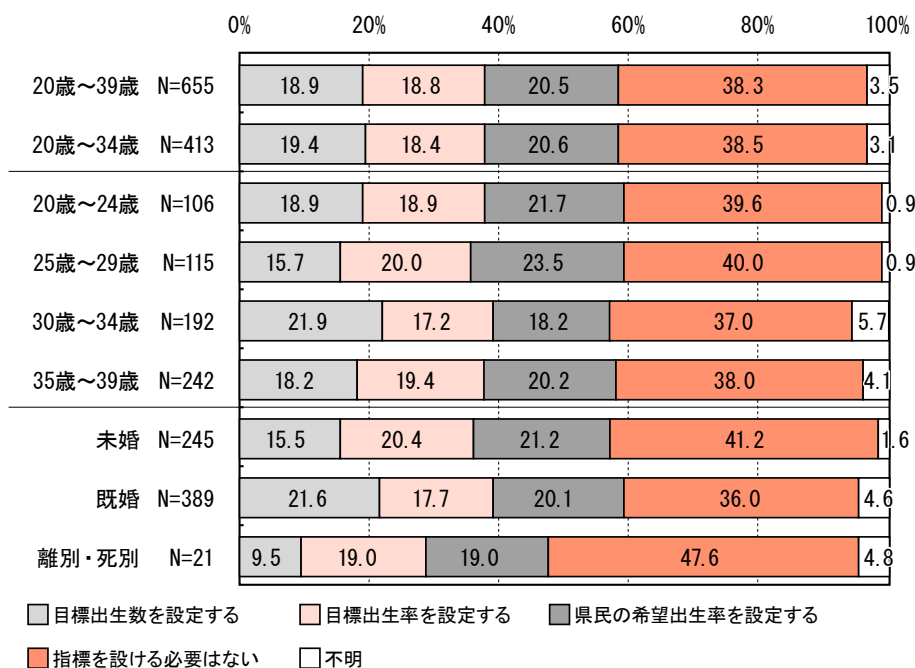
		合計	1人	2人	3人	4人	5人以上	子どもはいらない	不明
20歳～39歳		232 100.0	13 5.6	155 66.8	43 18.5	1 0.4	2 0.9	14 6.0	4 1.7
20歳～34歳		193 100.0	10 5.2	131 67.9	38 19.7	1 0.5	2 1.0	9 4.7	2 1.0
年齢	20歳～24歳	87 100.0	5 5.7	56 64.4	20 23.0	1 1.1	2 2.3	3 3.4	—
	25歳～29歳	61 100.0	1 1.6	44 72.1	12 19.7	—	—	3 4.9	1 1.6
	30歳～34歳	45 100.0	4 8.9	31 68.9	6 13.3	—	—	3 6.7	1 2.2
	35歳～39歳	39 100.0	3 7.7	24 61.5	5 12.8	—	—	5 12.8	2 5.1

◆全体

《出生にかかる目標指標の設定》

『出生にかかる目標指標』を設定することについては、何らかの目標を設定する（「目標出生数を設定する」＋「目標出生率を設定する」＋「県民の希望出生率を設定する」）との回答が58.2%、「指標を設ける必要はない」と回答した割合が38.3%となっている。

【出生にかかる目標指標の設定について 年齢・結婚経験別】



《希望出生率》

「希望出生率」は、国民（県民）の結婚や子育ての希望がかなった場合の出生率であり、結婚や子育てに関する現実と希望とのギャップを解消し、希望ができるだけ実現できるよう取り組む必要があります。

「日本創成会議」人口問題検討分科会の試算（平成26年5月8日）を参考に、今回実施した「結婚と出産に関する意識調査」データに基づき、富山県民の希望出生率を試算しました。

$$\text{「希望出生率」} = \{ \text{既婚者割合} \times \text{予定子ども数} + \text{未婚者割合} \times \text{未婚結婚希望割合} \times \text{理想子ども数} \} \times \text{離別等効果}$$

富山県の希望出生率の算出根拠（対象はいずれも20～34歳の女性）

①既婚者割合……………平成22年国勢調査による有配偶者割合	41.3%
②予定子ども数……………妻の年齢20～34歳の初婚どうしの夫婦	2.15人
③未婚者割合……………平成22年国勢調査による有配偶者以外（不詳含む）の割合	58.7%
④未婚結婚希望割合…「いずれ結婚するつもり」と回答した未婚者	91.5%
⑤理想子ども数……………「いずれ結婚するつもり」と回答した未婚者	2.09人
⑥離別等効果……………国立社会保障 人口問題研究所数値	0.938

※②④⑤は、「結婚と出産に関する意識調査」より

$$\{ (41.3\% \times 2.15人) + (58.7\% \times 91.5\% \times 2.09人) \} \times 0.938 \div 1.9$$

（参考：全国）

$$\{ (33.8\% \times 2.07人) + (66.2\% \times 89.4\% \times 2.12人) \} \times 0.938 \div 1.8$$

〔平成22年国勢調査〕〔第14回（平成22年）出生動向調査Ⅰ、Ⅱ〕の結果による

《少子化・人口減少対策に必要な施策・参考集計》

少子化・人口減少対策として、必要だと考える施策について多くの意見をいただいた。それらの意見の傾向をみるため、意見に含まれる内容を項目に分けて集計した。年代等でその傾向を見たものが以下の図表である。なお集計は、一人の意見の中に複数の項目が含まれる「複数回答」によるものであり、合計は100%を超える。

各項目の主な意見は次のとおり。

- ・ **子育て世帯の経済的負担の軽減**には、「医療費無料の年齢を上げる」「保育料をもっと安くしてほしい」「子どもの数が増えると、経済的な面で負担も大きくなるということが一番の不安材料だと思う」など
- ・ **働く場の確保と理解**には、「子供を産んだ後も仕事を続けられるような環境の整備」「職場での、子育て・出産に対する十分な理解、協力、雰囲気づくり」「子供がいても働きやすい環境を作る」「男女とも取得しやすいように育児休業・時短勤務等の環境を整えること」「子育て世代が安定して収入を得られるような政策」「若年層の雇用対策が大切だと思う」など
- ・ **保育・学童等の充実**には、「保育園、幼稚園の預かり時間の延長」「学童の充実。学童の定員や時間について見直し、整備する必要がある」「小学校クライシスと言われる、新1年生、4年生問題の改善。学童保育の拡大」「会社に託児所をもっともうけたりして、働きながら育児が両立できる環境づくり」など
- ・ **医療の充実と支援**には、「産婦人科を増やす。産婦人科が少ないし、忙しそう。産む場所の選択がほしい」「富山県の不妊治療の助成対象となっている病院が少ないと思う」「一人目ができても、二人目がなかなかできないこともあるので、不妊治療の助成金をふやしてほしい」「子どもが欲しくても出来ない、出来ない人への支援をもっと充実してほしい」など
- ・ **若者の結婚・出産への意識の醸成**には、「独身どうしの出会いの場など、結婚って良いものだと思う地域作りを希望する」「子育て、子どもをもつ喜びについて思春期にもっと教えてあげてほしい」「未婚男女が結婚しやすい、したくなる地域・環境（結婚した時、家を建てる時の補助金、優遇など）」「富山県で子育てしたいという気持ちを持つ人が増えることが前提だと思うので、出産・子育てのしやすい環境作りも大事である」「未婚の人が結婚し、子どもを持てるように男女の出会いの場をもうける」「若者にとって魅力ある、県外に出ていっても、戻ってきたくなくなるようなまちづくり」など

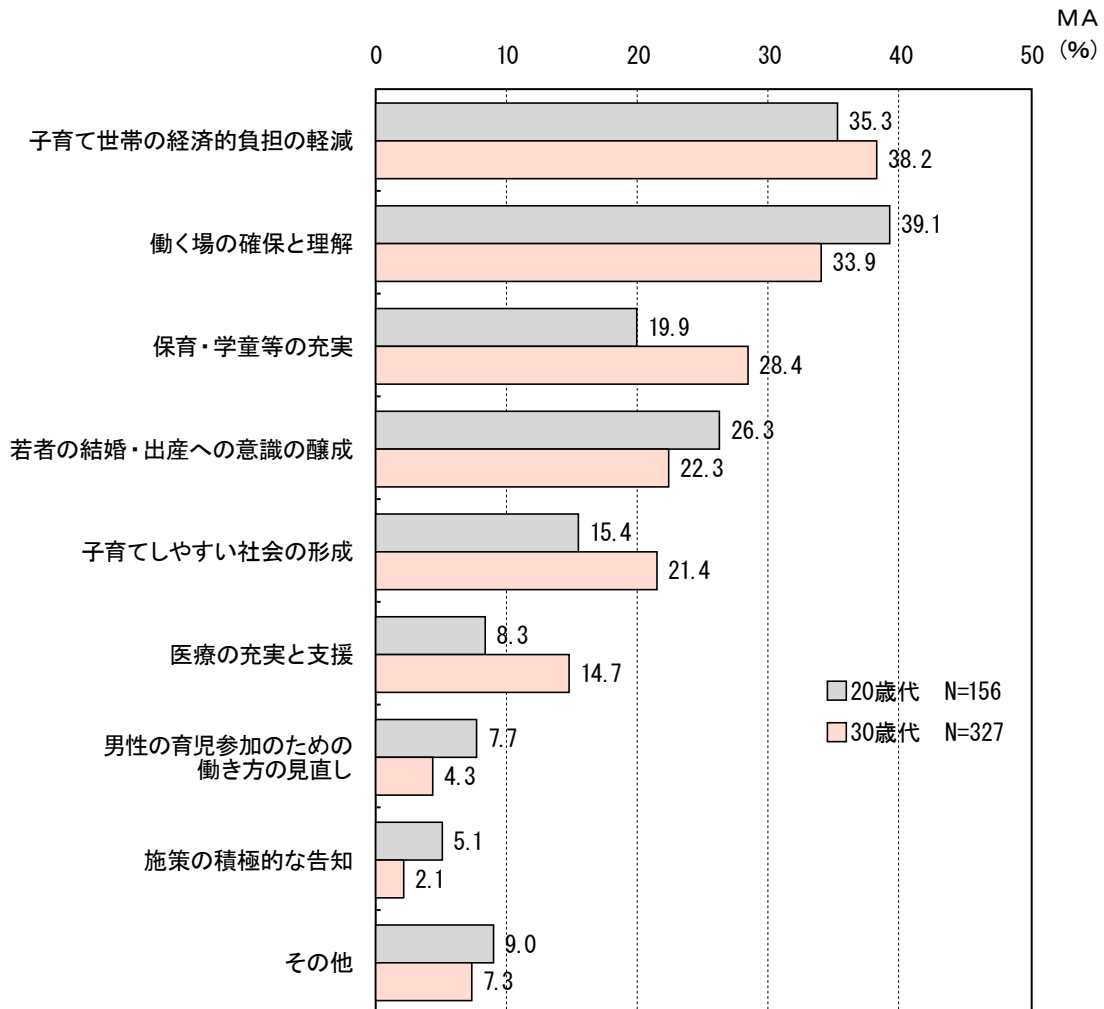
【少子化・人口減少対策に必要な施策 年齢・結婚経験別】

(上段：度数、下段：%) 複数回答

		合計	子育て世帯の経済的負担の軽減	保育・学童等の充実	子育てしやすい社会の形成	働く場の確保と理解	男性の育児参加のための働き方の見直し	若者の結婚・出産への意識の醸成	医療の充実と支援	施策の積極的な告知	その他
20歳～39歳		483 100.0	180 37.3	124 25.7	94 19.5	172 35.6	26 5.4	114 23.6	61 12.6	15 3.1	38 7.9
20歳～34歳		300 100.0	114 38.0	74 24.7	57 19.0	112 37.3	17 5.7	68 22.7	34 11.3	12 4.0	25 8.3
年齢	20歳～24歳	66 100.0	20 30.3	10 15.2	12 18.2	24 36.4	5 7.6	20 30.3	3 4.5	3 4.5	8 12.1
	25歳～29歳	90 100.0	35 38.9	21 23.3	12 13.3	37 41.1	7 7.8	21 23.3	10 11.1	5 5.6	6 6.7
	30歳～34歳	144 100.0	59 41.0	43 29.9	33 22.9	51 35.4	5 3.5	27 18.8	21 14.6	4 2.8	11 7.6
	35歳～39歳	183 100.0	66 36.1	50 27.3	37 20.2	60 32.8	9 4.9	46 25.1	27 14.8	3 1.6	13 7.1
結婚経験	未婚	150 100.0	39 26.0	19 12.7	25 16.7	59 39.3	7 4.7	52 34.7	9 6.0	8 5.3	15 10.0
	既婚	316 100.0	135 42.7	101 32.0	63 19.9	107 33.9	17 5.4	59 18.7	50 15.8	7 2.2	21 6.6
	離別・死別	17 100.0	6 35.3	4 23.5	6 35.3	6 35.3	2 11.8	3 17.6	2 11.8	— —	2 11.8

いただいた意見を、20歳代と30歳代の年代に分けて比較した。20歳代、30歳代で割合に差がある意見として、30歳代では「保育・学童等の充実」「医療の充実と支援」が高く、20歳代では「働く場の確保と理解」「若者の結婚・出産への意識の醸成」が若干高い。

【少子化・人口減少対策に必要な施策 年代別】



自由記入の意見は多岐にわたり、その内容から下表の細項目に整理し、集約した。

集計項目	細項目
子育て世帯の経済的負担の軽減	1 子どもの医療費の負担軽減、無料化 2 保育料、教育費の負担軽減 3 児童手当等の増額 4 出産祝い金等の支給 5 受給資格、対象年齢の拡大 6 その他の経済的負担の軽減
保育・学童等の充実	7 保育所・学童保育の整備 8 体調不良児の対応
子育てしやすい社会の形成	9 子どもの遊び場の確保 10 子連れ外出しやすい環境 11 社会的に子育てしやすい環境 12 地域や周囲の子育てに対する理解
働く場の確保と理解	13 仕事と子育て両立支援 14 子育てしながら働く事への会社の理解 15 女性の就労支援 16 安定した収入 17 働く場の確保
男性の育児参加のための 働き方の見直し	18 夫が会社を休みやすくなる制度 19 父親が出産・子育てをサポートする体制 20 男性の子育てに対する意識改革 21 男性が育児休業することへの職場の理解
若者の結婚・出産への意識の醸成	22 結婚や子供を持つことの良さを伝える 23 若いころからの妊娠・出産についての教育 24 魅力あるまちづくり 25 若者を町に増やす対策 26 婚活支援
医療の充実と支援	27 不妊治療に対する支援や理解 28 不妊治療費助成の充実 29 産婦人科・小児科を増やす
施策の積極的な告知	30 制度のわかりやすい告知 31 早い時期からの制度や助成の周知
その他	32 その他の意見

2 とやまの未来をつくる子育て支援その他の少子化対策の推進に関する条例

前文

子どもは地域の宝であり、未来への希望である。子どもの笑顔と元気な声があふれる活気のある地域社会を実現することは、私たち県民の願いである。

本県には、美しく豊かな自然環境、多彩な歴史や文化、三世同居による家族の助け合い、住民の連帯感等の子育てや子どもの成長にとって恵まれた環境が保持されている。

しかしながら、近年、全国的には、核家族化、少子化の進行等により、家庭や地域の子どもを養育し、教育する力の低下が見られる等子どもが心身ともに健やかに成長する環境が失われつつあり、本県がその例外であるとはいえない。

このような状況に対処し、誰もが安心して子どもを生み、育てることができ、子どもを持つ喜びを実感できる環境を整備することは、地域社会を維持し、発展させるためにも不可欠である。

ここに、県民一人一人が、親から子へ、子から孫へ受け継がれる生命の尊厳、子どもを生み、育てることの意義や喜び、次代の社会を担う子どもが心身ともに健やかに成長することの重要性について認識を共有し、県民、事業者、行政等がそれぞれの役割を担いながら、子育て支援・少子化対策に県民総参加で取り組むため、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化にかんがみ、子育て支援・少子化対策について、基本理念を定め、並びに県、県民、保護者及び事業者の責務を明らかにするとともに、子育て支援・少子化対策の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、子育て支援・少子化対策を総合的かつ計画的に推進し、安心して子どもを生み、育てることができ、かつ、次代の社会を担う子どもが心身ともに健やかに成長することができる環境の整備を図り、もって地域社会の持続的な発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「子育て支援・少子化対策」とは、安心して子どもを生み、育てることができ、かつ、子どもが心身ともに健やかに成長することができる環境の整備のための県若しくは市町村が講ずる施策又は県民、事業者等が行う取組をいう。

(基本理念)

第3条 子育て支援・少子化対策は、すべての子ども及び子どもを生み、育てる者が支援を受けることができるよ

うにすることを旨として、推進されなければならない。

2 子育て支援・少子化対策は、父母その他の保護者（以下「保護者」という。）が子育てについての第一義的責任を有するという認識の下に、子どもは次代の社会を担う者であることにかんがみ、家庭、学校、職場、地域社会等において、県民、事業者、市町村、県等が相互に連携し、及び協力して取り組むことを旨として、推進されなければならない。

3 子育て支援・少子化対策は、結婚、出産及び子育てに関する個人の価値観が十分に尊重されるよう配慮して、推進されなければならない。

4 子育て支援・少子化対策は、子どもの権利及び利益が最大限に尊重されること並びに子どもの成長に応じてその意見が適切に反映されることを旨として、推進されなければならない。

（県の責務）

第4条 県は、前条に定める子育て支援・少子化対策についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子育て支援・少子化対策に関する総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 県は、国及び市町村との適切な役割分担並びに相互の連携の下に、県民、保護者及び事業者の協力を得て、子育て支援・少子化対策に関する施策を策定し、及び実施するものとする。

（県民の責務）

第5条 県民は、基本理念について理解を深め、子どもの成長及び子育てについて関心を高めるとともに、子どもの心身ともに健やかな成長にとって望ましい社会の実現に資するよう努めるものとする。

2 県民は、県及び市町村が実施する子育て支援・少子化対策に関する施策に協力するよう努めるものとする。

（保護者の責務）

第6条 保護者は、基本理念にのっとり、自らが子育てについての第一義的責任を有するという認識の下に、生活の基盤である家庭において、深い愛情をもって、子どもを健やかに育てなければならない。

2 保護者は、県及び市町村が実施する子育て支援・少子化対策に関する施策に協力するよう努めるものとする。

（事業者の責務）

第7条 事業者は、基本理念にのっとり、その雇用する者が職業生活と家庭生活との両立を図ることができるよう雇用環境の整備に努めるものとする。

2 事業者は、県及び市町村が実施する子育て支援・少子化対策に関する施策に協力するよう努めるものとする。

第2章 子育て支援・少子化対策の基本計画等

(子育て支援・少子化対策の基本計画)

第8条 知事は、子育て支援・少子化対策を総合的かつ計画的に推進するための基本となる計画(以下「基本計画」という。)を定めるものとする。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 子育て支援・少子化対策に関する目標及び基本方針
- (2) 子育て支援・少子化対策に関する施策の基本となる事項
- (3) その他子育て支援・少子化対策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 知事は、基本計画を定めようとするときは、あらかじめ、富山県子育て支援・少子化対策県民会議の意見を聴くとともに、県民、保護者及び事業者の意見を反映することができるよう適切な措置を講じなければならない。

4 知事は、基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、基本計画の変更について準用する。
(実施状況の公表)

第9条 知事は、毎年、基本計画に基づく施策の実施状況を公表するものとする。

第3章 子育て支援・少子化対策に関する基本施策

第1節 家庭・地域における子育て支援

(妊娠、出産及び子育てに関する情報提供等)

第10条 県は、子どもを生み、育てる者に対して、妊娠、出産及び子育てに関する情報の提供、専門的な相談の実施その他の必要な支援を行うものとする。

(保育に係る取組等の充実等)

第11条 県は、市町村等が行う保育に係る取組、子育てに関する相談の実施、子ども及び保護者等が相互に交流できる場の提供その他の子育てを支援する取組の充実及び効果的な実施が図られるよう必要な支援に努めるものとする。

(子育てを支援する団体等の活動の促進)

第12条 県は、県民、保護者若しくは事業者又はこれらの者の組織する団体が行う子育てを支援する多様な活動を促進するため、情報の提供、相互の交流の機会の提供、人材の育成その他の必要な措置を講ずるものとする。

(生活環境の整備)

第13条 県は、子どもを犯罪、交通事故その他の危害から守るための県民等の取組への支援、子ども及び子どもを生み、育てる者が安全で安心して生活することができる地域環境の整備その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(母子保健に係る取組及び障害を有する子ども等に対する支援等)

第14条 県は、市町村が行う妊産婦及び乳幼児に対する健康診査、保健指導その他の母子保健に係る取組が効果的に実施されるよう必要な支援に努めるものとする。

2 県は、市町村と連携し、子どもの障害又は疾病を早期に発見し、かつ、これらに速やかに対応するとともに、障害を有し、又は疾病により療養を必要とする子ども及びその保護者等に対して、状況に応じた適切な支援が行われるよう必要な体制の整備に努めるものとする。

(周産期医療等の体制の整備及び不妊治療に係る情報の提供等)

第15条 県は、国及び市町村との適切な役割分担の下に、周産期医療及び小児医療の体制の整備を図るために必要な施策を推進するよう努めるものとする。

2 県は、不妊治療を望む者に対し良質かつ適切な保健医療サービスが提供されるよう不妊治療に係る情報の提供、相談体制の整備その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第2節 職業生活と家庭生活との両立

(事業者等への広報活動等)

第16条 県は、子どもを生み、育てる者が職業生活と家庭生活とを両立することができるよう事業者、その雇用する者等の理解を深めるための広報活動の充実その他の必要な施策を推進するものとする。

(一般事業主行動計画の策定等)

第17条 県内に本店又は主たる事務所を有する一般事業主(次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)第12条第1項に規定する一般事業主をいう。以下この条及び次条において同じ。)であって、常時雇用する労働者の数が30人以上100人以下のものは、同項に規定する一般事業主行動計画(以下この条及び次条において「行動計画」という。)を策定しなければならない。

2 次世代育成支援対策推進法第15条の2の認定を受けた一般事業主については、前項の規定は、適用しない。

3 県は、一般事業主が行動計画を円滑に策定できるよう情報の提供、助言、研修の機会の提供その他の必要な支援を行うものとする。

4 県は、行動計画を策定した一般事業主が当該行動計画を円滑に公表できるよう必要な措置を講ずるものとする。

(雇用環境の整備の促進)

第18条 県は、行動計画を策定した一般事業主のうち、子どもを生み、育てる者の雇用の継続を図るための制度の充実その他の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備を行う者に対し、当該雇用環境の整備が促進されるよう必要な支援に努めるものとする。

(就業支援)

第19条 県は、子どもを生み、育てるために離職した者又は経済的に自立して子どもを生み、育てることが困難

な者が安定した職業に就くことができるよう、就業に関する相談、職業能力の開発の機会の提供、雇用の促進に関する事業者への啓発その他の必要な支援に努めるものとする。

第3節 子どもの健やかな成長
(子どもの権利及び利益の尊重)

第20条 県は、子どもの権利及び利益の尊重に関する広報その他の啓発活動に努めるとともに、子どもの意見が適切に反映されるよう必要な施策の推進に努めるものとする。

(子どもに対する人権侵害の未然防止等)

第21条 県は、虐待、いじめその他の子どもに対する人権侵害を未然に防止し、又は早期に発見し、かつ、これに速やかに対応するため、市町村及び関係機関等と連携し、相談体制の整備その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(養護を要する子どもの福祉の充実等)

第22条 県は、養護を要する子どもの福祉の充実及び自立を図るため、必要な体制の整備に努めるとともに、児童養護施設その他の子どもを養育する施設及び里親に対する指導、助言、人材の育成その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(体験活動等の促進)

第23条 県は、子どもが心身ともに健やかに成長し、及び豊かな人間性をはぐくむことができるよう、地域における学習活動、自然体験活動その他の体験活動及び子どもと他の世代等との交流を促進するために必要な環境の整備に努めるものとする。

2 県は、市町村等が行う放課後において子どもが安全で安心して活動できる場の提供が、地域の実情に応じて実施されるよう必要な支援に努めるものとする。

(健全な食習慣の確立)

第24条 県は、子ども及び保護者が健全な食生活に必要な知識を習得し、及び食に関する適切な判断力を養うとともに、食に対する関心及び理解を深め、健全な食習慣を確立するよう必要な施策の推進に努めるものとする。

(性、飲酒、喫煙、薬物等に対する正しい知識の普及等)

第25条 県は、市町村等と連携し、子どもに対し、性、飲酒、喫煙、薬物等に対する正しい知識の普及を図るとともに、子どもの心身ともに健やかな成長に資する良好な環境の整備、子どもの健康に関する相談体制の充実等に努めるものとする。

(家庭教育の向上に対する支援)

第26条 県は、市町村等と連携し、子どもを生み、育てる者に対し、家庭教育に関する学習の機会及び情報の提供その他家庭教育の向上を支援するために必要な施策を推進するものとする。

(生命の尊厳等に関する教育及び啓発)

第27条 県は、市町村等と連携し、生命の尊厳、子育ての意義、子育てにおいて家庭が果たす役割及び家庭生活における男女の協力の重要性について、子ども及び子どもを生み、育てる者の理解を深めるよう必要な教育及び啓発を行うものとする。

(子どもの自立心の育成)

第28条 県は、市町村、事業者等と連携し、子どもが将来において自立して社会生活を営み、及び家庭を築くことができるよう、自主、自律及び協同の精神、規範意識並びに勤労を重んずる態度を養うための体験学習の実施その他の必要な教育を推進するものとする。

第4節 結婚の支援

第29条 県は、市町村、事業者等と連携し、結婚を希望する者に対し、必要な支援を行うよう努めるものとする。

第5節 経済的負担の軽減

第30条 県は、この条例の目的を達成するため必要があると認めるときは、子どもを生み、育てる者の経済的負担の軽減については、国の役割が基本であるとの認識の下に、国に対し必要な措置を要請し、又は協力を求めるとともに、国及び市町村との適切な役割分担の下に、県の特性に応じた必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第4章 子育て等の支援に関する気運の醸成等

(普及啓発等)

第31条 県は、県民、事業者等の子育て支援・少子化対策に対する理解が深まり、並びに子どもの成長及び子育てを支援する気運が醸成されるよう市町村、関係機関等と連携し、普及啓発その他の必要な措置を講ずるものとする。

(とやま県民家庭の日)

第32条 社会全体で子どもの心身ともに健やかな成長を支援するとともに、家族と触れ合い、家族のきずなを深めるための取組の推進を図るため、とやま県民家庭の日を設ける。

2 とやま県民家庭の日は、毎月の第3日曜日とする。

3 県は、とやま県民家庭の日の趣旨にふさわしい事業を実施するものとする。

第5章 富山県子育て支援・少子化対策県民会議

(設置及び所掌事務)

第33条 子育て支援・少子化対策に関する施策の総合的かつ計画的な推進のための重要事項について調査審議するため、富山県子育て支援・少子化対策県民会議(以下「県民会議」という。)を置く。

2 県民会議は、次に掲げる事項について、知事の諮問に応じて調査審議し、及び知事に意見を述べるものとする。

(1) この条例の規定によりその権限に属させられた事項

(2) 前号に掲げるもののほか、子育て支援・少子化対策の推進に関する重要事項
(組織等)

第34条 県民会議は、委員25人以内で組織する。

- 2 委員は、子育て支援・少子化対策に関し識見を有する者のうちから知事が任命する。
- 3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任されることができる。
- 5 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が任命されるまで引き続きその職務を行うものとする。
- 6 県民会議に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 7 会長は、会務を総理し、県民会議を代表する。
- 8 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員が、その職務を代理する。

第6章 財政措置等

(財政上の措置等)

第35条 県は、子育て支援・少子化対策に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(顕彰)

第36条 知事は、子育て支援・少子化対策に関し顕著な功績のあったもの又は優良な事例の顕彰に努めるものとする。

(規則への委任)

第37条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第17条第1項の規定は平成23年4月1日から施行する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1)第17条の改正規定(次号に掲げる改正規定を除く。)
平成27年4月1日
- (2)第17条の改正規定(同条第1項に係る部分に限る。)
平成29年4月1日

とやまの未来をつくる子育て支援その他の少子化対策の推進に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、とやまの未来をつくる子育て支援その他の少子化対策の推進に関する条例(平成21年富山県条例第28号)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(富山県子育て支援・少子化対策県民会議)

第2条 富山県子育て支援・少子化対策県民会議(以下「県民会議」という。)は、会長が招集し、その会議の議長となる。

- 2 県民会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 県民会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第3条 県民会議に、特定の事項を調査審議させるため、部会を置くことができる。

- 2 部会の設置、組織及び調査審議すべき事項は、会長が県民会議に諮って定める。

(庶務)

第4条 県民会議の庶務は、知事政策局において処理する。

(細則)

第5条 この規則に定めるもののほか、県民会議の運営に関し必要な事項は、会長が県民会議に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

3 富山県子育て支援・少子化対策県民会議委員名簿

(五十音順・敬称略)
(平成26年1月17日～)

氏名	職名等	備考
荒井 公夫	富山県児童クラブ連合会 会長	
今村 健 (山口 剛史)	日本青年会議所富山ブロック協議会 会長	
岩城 勝英	富山県社会福祉協議会 会長	
上田 雅裕	富山県私立幼稚園協会 会長	
岡野 絹枝	金城大学短期大学部ビジネス実務学科長	
神川 康子	富山大学人間発達科学部学部長	会長職務代理
桑間 直志	富山県産婦人科医会 会長	
小島 伸也	富山県保育連絡協議会 会長	
小橋 博美 (松原 清美)	日本労働組合総連合会富山県連合会女性委員会副委員長 (日本労働組合総連合会富山県連合会女性委員会委員長)	
笹原 靖直 (金森 勝雄)	富山県町村会(朝日町長) (富山県町村会(舟橋村長))	
佐藤 登	富山県経営者協会 専務理事	
嶋尾 智	富山県小児科医会 会長	
小路 みつ子	富山県婦人会 副会長	
高木 繁雄	富山経済同友会 特別顧問 富山県商工会議所連合会 会長	会長
舘内 敬子	富山県母子保健推進員連絡協議会 会長	
得能 金市	富山県民生委員児童委員協議会 会長	
長谷川 清子 (上田 良子)	一般社団法人ガールスカウト富山県連盟長	
藤澤 喜久子 (久保 桂寿美)	公募委員	
本川 祐治郎	富山県市長会(氷見市長)	
本多 恵子 (布村 美香)	公募委員	
光永 圭子 (重河 真弓)	厚生労働省富山労働局雇用均等室長	
宮田 伸朗	富山国際大学子ども育成学部長	
藪 道子	富山県PTA連合会 副会長	
和田 麗子	富山県母親クラブ連合会 会長	

() 内は前任者の氏名及び職名等

4 基本計画策定部会の設置要綱

(設置)

第1条 富山県子育て支援・少子化対策条例施行規則（平成21年富山県規則第35号）第3条第2項の規定に基づき、富山県子育て支援・少子化対策県民会議（以下、「県民会議」という。）に、基本計画策定部会（以下、「部会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 部会は、富山県子育て支援・少子化対策条例（平成21年富山県条例第28号）の規定により県民会議の権限に属された事項である基本計画の策定について調査審議するものとする。

(組織)

第3条 部会は、県民会議委員及び専門委員若干人の委員で組織する。

- 2 部会に属する県民会議委員は、会長が指名し、専門委員は部会の調査審議すべき事項に関し識見のある者のうちから知事が任命する。
- 3 専門的な見地からの助言を得るため、部会に特別委員を置くことができる。
- 4 特別委員は、学識を有するものから知事が任命する。
- 5 委員及び特別委員の任期は、基本計画が策定される日までとする。

(部会長)

第4条 部会に部会長を置く。

- 2 部会長は、委員の中から会長が指名する。

(会議)

第5条 部会は、部会長が招集し、その会議の議長となる。

- 2 部会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 部会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 部会長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴き、また必要な資料の提出を求めることができる。

(部会の報告)

第6条 部会長は、部会が第2条の規定により定められた基本計画の策定について議決したとき又は会長が求めるときは、部会で議決した事項又は調査審議の経過を会長に報告しなければならない。

(庶務)

第7条 部会の庶務は、知事政策局において処理する。

(細則)

第8条 この要綱に定めるほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が委員に諮って定める。

付 則

この要綱は、平成26年1月17日から施行する。

5 基本計画策定部会委員名簿

職名	氏名	備考
県民会議本体委員		
富山県私立幼稚園協会会長	上田 雅裕	
富山大学人間発達科学部学部長	神川 康子	
富山県保育連絡協議会会長	小島 伸也	
富山県経営者協会専務理事	佐藤 登	
富山県PTA連合会副会長	藪 道子	
専門委員		
黒部商工会議所副会頭 Y K K (株) 黒部広報グループ長	小林 聖子	
子育てサークルプリプリキッズ代表	傍田 裕子	
高岡市副市長	林 時彦	
北陸コカ・コーラボトリング(株) 総務人事部 シニアプランニングマネージャー	宮崎としみ	
放課後子どもプラン推進委員会副会長 富山短期大学教授	宮田 徹	
富山県医師会副会長	村上美也子	
富山大学附属病院 副病院長・看護部長	米道 智子	
(委員別：五十音順、敬称略)		
オブザーバー		
富山県小学校長会会長	長井 忍	
富山県中学校長会会長	吉江 友秋 (星野 正義)	
富山県高等学校長協会会長	佐倉 正樹 (木下 晶)	

氏名の（ ）内は前任者

索引 (注釈のあるページ番号を記載)

ローマ字	さ
N I C U ……………58	里親 ……………71
S G H ……………83	事業所内保育施設 ……………66
S O H O ……………61	
S S H ……………83	仕事と子育て両立支援推進員 ……………64
	仕事と生活の調和 (ワーク・ライフ・バランス) ……………40
あ	思春期テレフォン ……………79
赤ちゃんに優しい病院 ……………56	思春期保健相談士 ……………79
有峰森林文化村 ……………74	次世代育成支援対策推進法 ……………2
育児・介護休業法 ……………35	児童館 ……………74
一時預かり ……………43	児童虐待防止法 (児童虐待の防止等に関する法律) ……………70
一般事業主行動計画 ……………18	児童憲章 ……………69
インターンシップ ……………84	児童生徒健全育成連絡制度 ……………78
栄養教諭 ……………76	児童相談所 ……………70
延長保育 ……………34	児童手当 ……………95
	児童の権利に関する条約 ……………69
か	児童扶養手当 ……………95
キャリア教育 ……………84	児童養護施設 ……………43
休日保育 ……………42	周産期 ……………58
県青年農業者等育成センター ……………91	周産期医療体制 ……………53
合計特殊出生率 ……………6	小規模グループケア ……………71
子育て支援センター ……………43	小規模保育 ……………35
子育てシニアサポーター ……………48	少子化社会対策基本法 ……………4
子育て短期支援事業 ……………43	少子化社会対策大綱 ……………4
子ども110番の家 ……………52	小児慢性特定疾病医療費助成 ……………95
子どもの貧困対策の推進に関する法律に 基づく計画 ……………3	少人数教育 ……………83
子どもを守る地域ネットワーク ……………70	食育 ……………76
子ども・若者育成支援推進法 ……………3	スクールカウンセラー ……………86
子の看護休暇 ……………64	スクールソーシャルワーカー ……………86
	スタディ・メイト ……………83
	青少年育成県民運動推進指導員 ……………77
	青少年育成富山県民会議 ……………77

参考資料

先天性代謝異常（症） ……56
先天性代謝異常等検査（タンデムマス法
 新生児マススクリーニング検査） ……56
総合型地域スポーツクラブ ……87

た

短時間勤務制度 ……64
男女共同参画推進員 ……81
男女共同参画チーフ・オフィサー ……62
地区安全なまちづくり推進センター ……52
低出生体重児 ……53
テレワーク ……61
特別支援学校 ……83
特別児童扶養手当 ……95
富山型デイサービス ……57
とやま環境チャレンジ10 ……86
富山県青少年健全育成条例 ……78
とやまっ子さんさん広場 ……44
とやま農業未来カレッジ ……91

な

ニート ……92
認定こども園 ……34

は

発達障害 ……54
発達障害者支援センター ……57
花とみどりの少年団 ……74
パパ・ママ育休プラス ……66
非行防止教室 ……77
病児・病後児保育 ……34
ファミリー・サポート・センター ……43
フォレストリーダー ……74
福祉サービス第三者評価制度 ……44
フリーター ……92
フレックスタイム ……61
保育所 ……34
放課後子ども総合プラン ……75

放課後児童クラブ ……34
母子・父子自立支援員 ……46
母子家庭等就業・自立支援センター ……68
母子保健推進員 ……48

ま

民生委員・児童委員 ……46
みんなでチャレンジ3015 ……87
森の寺子屋 ……74

や

幼稚園 ……34